

高槻市営駐車場及び高槻市立自転車駐車場指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

高槻市では、高槻市営駐車場条例（昭和54年高槻市条例第18号。以下「駐車場条例」という。）第1条の規定及び道路法に基づき設置する自動車駐車場に関する条例（平成8年高槻市条例第4号。以下「道路法に基づく駐車場条例」という。）第1条の規定に基づく高槻市営駐車場（以下「市営駐車場」という。）並びに、高槻市立自転車駐車場条例（平成17年高槻市条例第39号。以下「駐輪場条例」という。）第1条の規定及び道路法に基づき設置する自転車駐車場に関する条例（平成17年高槻市条例第40号。以下「道路法に基づく駐輪場条例」という。）第1条の規定に基づく高槻市立自転車駐車場（以下「市立自転車駐車場」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を適用することとし、この募集要項のとおり指定管理者を募集します。

今回の募集にあたっては、施設の効率的運営や利用者サービスのより一層の向上を図るため、市営駐車場及び市立自転車駐車場（以下「市営駐車場等」という。）を駐車場グループ、高槻駅周辺の自転車駐車場グループ、摂津富田・上牧駅の自転車駐車場グループの3つのグループに分類し、グループ毎に一括して、一つの団体を指定候補者に指定します。

なお、同一応募者がそれぞれのグループにおいて最も高い総合評価点を獲得した場合は、重複して候補者に選定されることになります。

2 施設の概要

(1) 施設名

【駐車場グループ】

- ① 高槻市営高槻駅南立体駐車場
- ② 高槻市営桃園町駐車場
- ③ 高槻市営高槻駅北地下駐車場

【自転車駐車場（高槻駅周辺）グループ】

- ① 高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場
- ② 高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場
- ③ 高槻市立紺屋町自転車駐車場
- ④ 高槻市立高槻駅南自転車駐車場
- ⑤ 高槻市立高槻自転車駐車場
- ⑥ 高槻市立紺屋町第2自転車駐車場

【自転車駐車場（摂津富田・上牧）グループ】

- ① 高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場
- ② 高槻市立上牧駅自転車駐車場

(2) 概要

別添「施設の概要」のとおり

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる市営駐車場等の管理業務を条例に定めるところにより、以下のとおり適正に行うものとする。

- ① 施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の維持管理及び運転管理に関すること。
- ② 自動車等の入出庫及び在車管理に関すること。
- ③ 長期滞留車両等の排除に関すること（処分等の費用負担を含む）。
- ④ 防災、保安警備、清掃に関すること。
- ⑤ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金・下水道使用料、電話料金）の支払いに関すること。
- ⑥ 利用料金の徴収・減免・還付に関すること。
- ⑦ 定期駐車券、回数券の販売に関すること。
- ⑧ 各種統計管理に関すること。
- ⑨ 利用者のサービス向上に関すること。
- ⑩ 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
- ⑪ その他市営駐車場等の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。
 - ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - ・ 防犯対策、防災対策、施設内の事故防止等の利用者の安全の確保に関する措置
 - ・ 事業報告書の作成及び提出
 - ・ 経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
 - ・ その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
- ⑫ 利用者が市営駐車場等を快適かつ安全に利用するのに必要な上記以外の業務

(2) 管理の基準

指定管理者は、次に定めるところにより、市営駐車場等の管理業務を適切に行うものとする。

<基本方針>

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する「公の施設」としての市営駐車場等の性格を十分に認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期的に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努める。

また、市営駐車場等の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を行うとともに、設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めるものとする。

<基本的事項>

- ① 入出場時間及び入出場日は、駐車場条例第5条、道路法に基づく駐車場条例第5条、駐輪場条例第5条及び道路法に基づく駐輪場条例第5条に定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、入出場時間を延長し、又は臨時に入出場日とすることができる。
- ② 指定管理者は、高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）の趣旨

にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- ③ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとする。
- ⑤ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。
- ⑥ 自動販売機を設置する場合においては、収益の10%を市に納入すること。
（詳細は、「自動販売機設置管理業務請負者選定ガイドライン」に定めた規定を遵守すること。）

＜利用料金＞

- ① 利用料金は、指定管理者が市営駐車場等の条例に規定する利用料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、市営駐車場等の利用者から徴収する。また、徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
なお、利用料金の額については、市と指定管理者との間で締結する協定により定めるものとするが、収支計画書（様式第3号）の中で金額案を提示すること。
- ② 利用料金による収入を市営駐車場等の管理運営に要する費用に充てること。
- ③ 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- ④ 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長が定める基準によりその全部又は一部を還付することができる。

＜管理業務の処理体制＞

- ① 指定管理者は、市営駐車場等の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また職員のうちから、グループごとに統括責任者として1人を配置しなければならない。なお、職員の人数及び勤務体制は別添「人員配置」を参考とし、指定管理業務を適正に行うために必要な人員を配置することについて、合理的な根拠を示した上で、事業計画書（様式第2号）において人員配置について提案すること。
また、周辺で開催されるイベントや繁忙期等により、混雑が見込まれる場合は、柔軟に対応すること。
- ② 指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ③ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、救急応急処置を行うとともに、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。

- ④ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、市は何ら責めを負わない。
- ⑤ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も、同様とする。

＜機器の設置＞

- ① 指定管理者は、原則として令和８年９月３０日までに各施設の下表に示す機器を更新（既存機器の撤去費用、設置費用を含む。）すること。なお、撤去した既存機器については適切に処分するとともに、処分完了後に報告書を提出すること。また、自己の負担で更新対象となる機器を持ち込むことは認めるが、指定期間満了時には下表に示す機器に更新すること。

【駐車場グループ】

施設名	品名	参考品番	備考
高槻駅 南立体	駐車券発行機	GT-2810i (アマノ)	
	事前精算機	GT-7800L (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する
	タイムレジ	GT-5720 (アマノ)	
桃園町	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	GT-2900L (アマノ)	
	事前精算機	GT-7800L (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する ・障がい者減免処理ができること
	出口料金精算機	GT-7700L (アマノ)	
	タイムレジ	GT-5720 (アマノ)	
高槻駅 北地下	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	GT-2800L (アマノ)	
	事前精算機 (2 台)	GT-7800L (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する ・障がい者減免処理ができること
	出口料金精算機 (2 台)	GT-7700L (アマノ)	
	タイムレジ	GT-5720 (アマノ)	
	監視盤	－	・アマノ製に更新する

【自転車駐車場（高槻駅周辺）グループ】

施設名	品名	参考品番	備考
高槻駅 北第 2	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする
	出口料金精算機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする ・キャッシュレス決済に対応する
	定期券更新機	GT-3890 (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する
高槻駅 北地下	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする
	事前精算機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする ・キャッシュレス決済に対応する
	定期券更新機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする ・キャッシュレス決済に対応する
	駐車券読取機	－	・既設機器を管理 PC と連動させるための改造をする
紺屋町	管理 PC 一式	－	・アマノ製を新設する
	定期券更新機	GT-3890 (アマノ)	・アマノ製を新設する ・キャッシュレス決済に対応する
高槻	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	GT-2800L (アマノ)	
	定期券更新機	GT-3890 (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する
	出口読取機	GT-6700L (アマノ)	
紺屋町 第 2	管理 PC 一式	－	・アマノ製に更新する
	駐車券発行機	GT-2800L (アマノ)	
	出口料金精算機	GT-7700L (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する
	定期券更新機	GT-3890 (アマノ)	・キャッシュレス決済に対応する

- ② 更新する機器の詳細については、応募時に提出する事業計画書及び収支計画書において提示するものとする。
- ③ リースにより調達する場合においては、契約期間は指定期間が満了する令和13年3月31日までとし、原則として令和8年9月30日までに設置すること。また、リース機器は指定期間満了後に市に無償譲渡されるものとする。
- ④ 運営効率の向上等の目的のために、新たに機器を設置することは可能とする。ただし、管理経費には含めず自己の負担より調達すること。

＜その他＞

- ① 一時駐車券、回数券、定期券及び定期シールの消耗品の受払については、指定管理者で行うものとする。
- ② 現指定管理者が発行する定期券（有効期間が令和8年4月以降のもの）については、継続して使用できるようにすること。
- ③ 回数券の使用期限については、指定期間の範囲内で指定管理者により定めるものとする。
- ④ 現在、市が発行している回数券については、無期限のものを発行しているため、使用の申出があった場合は、新たな回数券に交換して使用できるようにすること。
- ⑤ 指定期間前に発行された定期券及び回数券の還付に係る事務について市に協力すること。
- ⑥ 建築基準法第12条に基づく公共建築物の定期点検については、市が定める「公共建築物の定期点検実施に関する事務要領」に基づいて実施すること。
- ⑦ 指定管理者は、市営駐車場等にあらかじめ備え付けられた「管理物件一覧表」で示す物品を無償で使用できるものとする。指定管理者が、所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市にその旨を届け出なければならない。
- ⑧ 指定管理者は、指定管理業務等に対する賠償責任保険に加入すること。また、駐車場3施設については、預かり自動車に対する賠償責任保険に併せて加入すること。
- ⑨ 指定管理者は、指定管理業務における収入金額の管理にあたっては、別に専用口座を設け、経理を明確にしなければならない。
- ⑩ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高槻市条例第1号。以下「指定手續条例」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない
- ⑪ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備、設備点検等の一部の業務について市の承認を受けたときは、この限りでない。なお、現在市及び指定管理者が委託している業務は別添「委託業務一覧」のとおりである。

4 新しいサービスの導入

利用者の利便性向上のため、以下のサービス導入について提案をすること。なお、キャッシュレス決済は、交通系 IC カード等の電子マネー、クレジットカード及び二次元コードによる支払いに対応できること。

【駐車場グループ】

- ・利用料金の支払いは、事前精算機において現金に加えキャッシュレス決済に対応すること。
- ・利用料金の障がい者減免については、事前精算機で対応できるようにすること。

【自転車駐車場（高槻駅周辺）グループ】

- ・利用料金(定期利用・一時利用)の支払いは、精算機及び定期更新機において現金に加えキャッシュレス決済に対応すること。
- ・定期利用申込については、各施設の窓口受付のほか、利用者自身がWEB上で申込みができるようシステム化を図ること。また、全施設の定期利用申込者を一元管理できるようにすること。

【自転車駐車場（摂津富田・上牧）グループ】

- ・利用料金(定期利用・一時利用)の支払いは、現金に加えキャッシュレス決済に対応すること。

5 管理業務の処理に必要な経費及び納付金

＜管理経費＞

- ① 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費（以下「管理運営経費」という。）を利用料金等の収入により賄うものとする。
- ② 応募時には、管理運営経費の一切を見込んだ上で、収支計画書を作成すること。また作成に当たっては、物価・賃金上昇を見込んだ上で経費算定を行うこと。なお、想定される主な支出項目は下表のとおり。

（支出項目）

人件費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、機器更新費、キャッシュレス導入費、障がい者減免対応費、租税公課、その他事務経費など

- ③ 機器更新、キャッシュレス導入、障がい者減免対応に係る購入費については、指定期間の初年度の収支計画書に記載するものとする。初年度の管理運営経費の額が利用料金等の収入見込額を上回る場合、初年度に限り、指定管理者からの申出により市が指定管理料を支払う場合がある。ただし、申出を行う場合は、初年度の収支計画書に指定管理料提案額を記載すること。
- ④ 実際の管理運営経費が、市に提示した想定 of 管理運営経費を上回った場合、その差額は指定管理者の負担となり、下回った場合の差額は指定管理者の収益とする。

＜納付金＞

- ① 指定管理者は、各年度の利用料金等による収入見込額から、管理運営経費を差し引いた額を、基本納付金として市へ納付するものとする。
- ② 基本納付金の最低限度額（5年間総額）については、下表に示すとおりとする。応募にあたっては、最低限度額以上となる提案を行うこと。最低限度額未満での提案の場合は失格とします。
また、＜管理経費＞③で記載の指定管理料の申出を行う場合は、下表の最低限度額に指定管理料提案額を加えた額を最低限度額とする。

【駐車場グループ】

＜基本納付金＞

625,800,000円

【自転車駐車場（高槻駅周辺）グループ】

＜基本納付金＞

144,800,000円

【自転車駐車場（摂津富田・上牧）グループ】

＜基本納付金＞

73,300,000円

- ③ 納付金の額及び納付方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、市と指定管理者が協議を行い締結する協定により定めるものとする。
- ④ 実際の利用料金等の収入が、収支計画に掲げる想定収入を上回った場合、当該超過収入（増収分）の40％に相当する額を追加納付金として市に納付するものとする。また、実際の利用料金等の収入が、収支計画に掲げる想定収入を下回った場合、市は補填しない。

6 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として、次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

項 目	事 項	内 容	負 担 者	
			市	指 定 管理者
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更	○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動		○
		事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動	協議事項	
	資金の調達	必要な資金の確保		○
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調		○
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応	○	
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○

	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合		○
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
応募	応募の費用	応募に係る費用の負担		○
準備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用		○
		施設の引渡しに係る原状回復費用		○
管理運営	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等により市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業の放棄・破綻		○
	減免制度	減免制度の対象者の拡大	○	
	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業の中止	○	
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振		○
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償		○
		自主事業の実施に伴う苦情対応		○
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件50万円未満）、施設の管理上急を要する維持補修及び設置機器（指定期間内に限る。）の維持補修		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件50万円以上）	○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
		天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧	○	
		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修	○	

	修理修繕	経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件50万円未満）		○
		経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件50万円以上）	○	

7 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。なお、指定期間満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募とします。

8 その他の条件

- ① 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び現指定管理者から事務引継を受けること。
- ② 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市営駐車場については「管理規定」を定めること。また、駐車場法に基づき市への届出を行うこと。
- ③ 指定管理者は、防火管理者（高槻駅北地下駐車場においては防災管理者）に必要な資格を有する者を配置するとともに、消防計画を作成し、所管消防署等へ届出を行うこと。
- ④ 市が市営駐車場等の施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力すること。
- ⑤ 指定管理者は事業所税等の課税対象となる可能性があるため、指定管理者において税務署及び高槻市総務部税制課等に確認し対応すること。
- ⑥ 高槻駅南立体駐車場及び紺屋町自転車駐車場は、高槻市立総合市民交流センター（以下「クロスパル高槻」という。）との複合施設であるため、共同防災に協力すること。また、クロスパル高槻の利用者等の駐車場及び駐輪場利用に関しては、施設が施設利用者に対する割引サービスを行っており、その割引した利用料金は、施設管理者において負担することとなるため、支払いに関する覚書をクロスパル高槻の指定管理者と交わすこと。
- ⑦ 高槻駅北地下駐車場及び高槻駅北地下自転車駐車場は、アクトアモーレ管理組合（以下、「管理組合」という。）が一体管理する複合商業施設内にあるため、管理組合の管理規約を遵守するとともに共同防災において協力すること。また、ゴミ収集委託、機械警備業務委託及びトイレ清掃業務委託は管理組合が指定する業者と契約すること。また、アクトアモーレにおいても、施設利用者に対する割引サービスを行っており、その割引した利用料金は、管理組合が負担することとなるため、支払いに関する取り決めを管理組合と書面により交わすこと。なお、請求金額については、後払式回数券によるものとする。
- ⑧ 桃園町駐車場は、市役所来庁者に対する市のサービスにより利用者割引が発生する。利用料金についてはその割引した利用料金の支払いについて、高槻市総務部総務課と覚書を交わすこと。なお、請求金額については、後払式回数券によるものとする。

9 応募の資格等

＜応募資格＞

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべてに該当するものとし、高槻市の指名登録業者に登録されていない場合でも、応募が可能とする。ただし、個人での応募は認めない。

- ① この募集要項の公示の日現在、大阪府内に営業所、事業所又は事務所を有すること。
- ② 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 団体及び役員等が指定手続条例第4条の欠格条項に該当しないこと。
- ⑥ 公募の公示の日以前までに類似施設の管理・運営実績が2年以上あること。

＜複数の法人等による応募＞

市営駐車場等の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。
- ② 単独に応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。
※駐車場、自転車駐車場それぞれでの応募は可能
例）駐車場を単独、自転車駐車場をグループでの応募は可能
駐車場を単独とグループで応募することは不可
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

10 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市に提出してください。

＜受付期間＞

令和7年8月25日(月)から9月3日(水)までの執務時間内
(午前8時45分から午後5時15分まで)

＜提出方法＞

持参又は郵送。郵送による場合は令和7年9月3日(水)の当日必着（レターパックプラス、書留など必着したことが証明できる手法で郵送をすること）

<提出先>

高槻市都市創造部管理課（本館 5 階）施設チーム
〒569-8501 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号

<応募書類>

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支計画書（様式第 3 号）（指定期間全体及び各年度別）
※自主事業を実施する場合は、年度ごとの収支見込を「管理業務」と「自主事業」のそれぞれについて作成してください。
- ④ 指定管理者応募資格誓約書
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するものの写し）
- ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ⑦ 法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書
- ⑧ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑨ 団体の直近四半期及びその直前の 3 事業年度の収支計算書及び貸借対照表のうち作成しているもの
- ⑩ 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ⑪ 団体の事業報告書（作成している場合に限る。）
- ⑫ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類（役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載してください）。
- ⑬ グループによる応募の場合には、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類
- ⑭ 類似施設の管理に際して使用している就業規則の写し（労働基準監督署の収受印のあるもの）
- ⑮ 労働保険料納入証明
- ⑯ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

<提出部数>

応募書類一式：正本 1 部

副本 2 部（正本を複写して作成しても差し支えありません。）

応募書類①～③：10 部

<説明会の開催>

市営駐車場等の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、説明会を次のとおり開催します。なお、説明会に参加されていなくても応募して頂けます。また、説明会への参加の有無は、選定評価点には加味されません。

【駐車場グループ】

日 時 令和7年8月18日(月)午前10時から
場 所 高槻市桃園町2番1号
高槻市役所総合センター15階 C1501中会議室

【自転車駐車場グループ】

日 時 令和7年8月18日(月)午後1時から
場 所 高槻市桃園町2番1号
高槻市役所総合センター15階 C1501中会議室

申込方法 令和7年8月15日(金)の午前中までに、『指定管理者募集に係る説明会参加申込書』に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は高槻市簡易電子申込システムにてご連絡下さい。(説明会への参加は、1団体2名以内でお願いします。)

<質問の受付>

市営駐車場等の施設等の概要、管理業務の内容等について、次のとおり質問を受け付けます。

受付期間 令和7年8月4日(月)から8月22日(金)の執務時間内
質問方法 高槻市簡易電子申込システム(口頭での質問は受け付けません。)
回答方法 ホームページに随時掲載

【説明会の申込み・質問の問合せ先】

高槻市都市創造部管理課(本館5階)施設チーム
〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号
FAX 072-674-3125
高槻市簡易電子申込システム URL
https://s-kantan.com/takatsuki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2951

<応募に当たっての留意事項>

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ③ 応募書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ④ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ⑤ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑥ 必要と認める場合は、応募書類の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。
- ⑦ 必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行います。
- ⑧ 個人情報の取扱いについて
提出いただいた役員名簿に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理します。この個人情報については、指定手続条例

第4条第2号から第6号に規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。なお、選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する高槻市指定管理者選定委員会の意見を聴くこととします。

(2) 選定の基準

- ① 候補者の選定は、基本納付金にかかる価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行います。それぞれの割合は、価格評価50%、サービス水準等評価50%を基準とします。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化しますが、それぞれのグループで一定金額以上は一律とします。サービス水準等評価点は、応募者から提出された応募書類について、下表のサービス水準等評価表を基に評価を行い、点数化します。また、総合評価点が同点の場合は、提案額の高い者を優先します。

納付金の価格評価における上限額

駐車場グループ	825,799,000円
自転車駐車場（高槻駅周辺）グループ	326,379,000円
自転車駐車場（摂津富田・上牧）グループ	118,685,000円

なお、同一応募者が各グループにおいて最も高い総合評価点を獲得した場合は、重複してグループにおける候補者に選定されるものとします。

- ② 選定に伴う応募書類及び応募者の審査は、原則として書類審査により行いますが、必要に応じて、応募者による事業計画に関するプレゼンテーションや応募者へのヒアリングを行い、追加資料の提出等を求める場合があります。その結果、仕様等を遵守していないと判断される場合や事業の実現性を欠くと認められる場合は、「失格」とすることがあります。

※市の人的・財政的支援を受けている外郭団体が応募する場合は、その影響額を考慮した選定評価を行います。

サービス水準等評価表

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関すること。	① 団体の理念、姿勢及び社会的責任 ② 施設の利用者への対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮することと、管理経費の縮減に関すること。	① 類似施設の運営実績 ② 効率的運営及び効率化への取組 ③ 指定への意欲及び熱意	15

公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	① 団体の安定性及び継続性 ② 団体運営の公平性及び透明性 ③ 団体運営における法令の遵守 ④ 情報セキュリティ対策への取組 ⑤ 施設管理の安全性への配慮 ⑥ 職員の研修 ⑦ その他施設の管理に際して必要な事項 (高齢者、障がい者等就労困難層への雇用・就労支援、環境問題への取組等)	35
施設の設置の目的の寄与に関すること。	駐車場グループの場合 ① 違法駐車対策への取組 自転車駐車場グループの場合 ① 放置自転車対策への取組	5
市民サービスに関すること。	① 利用者に対するサービスの向上 ② トラブル及び苦情への対応	35
		計100(※)

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。

(3) 候補者の決定

候補者を決定したときは、その結果を応募された法人等のすべてに書面で通知し、公表します。

1.2 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を市営駐車場等の指定管理者とする旨の議案を令和7年12月に開催される予定の高槻市議会に上程し、その議決を受けて行うものとします。なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとします。

1.3 別添書類の一覧

- (1) 施設の概要
- (2) 高槻市営駐車場平面図
- (3) 高槻市立自転車駐車場平面図
- (4) 指定管理者指定申請書
- (5) 事業計画書（記入例）
- (6) 収支計画書（記入例）
- (7) 指定管理者応募資格誓約書
- (8) 令和6年度施設利用状況
- (9) 人員配置
- (10) 管理物件一覧表

- (11) 委託業務一覧
- (12) 指定管理者募集に係る説明会参加申込書

1 4 募集要項に関する問合せ先

高槻市都市創造部管理課（本館 5 階）施設チーム
〒569-8501 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号
電 話 0 7 2 - 6 7 4 - 7 5 9 5
FAX 0 7 2 - 6 7 4 - 3 1 2 5
高槻市簡易電子申込システム URL
https://s-kantan.com/takatsuki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2951

1 5 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式は、高槻市のホームページ（指定管理者の募集）からダウンロードすることができます。

高槻市のホームページ （<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>）